

○横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱

昭和47年11月 7日

局長決裁

改正 昭和53年 2月局長決裁

昭和57年 8月局長決裁

昭和58年 6月局長決裁

昭和59年 6月 1日局長決裁

昭和62年 6月 1日局長決裁

平成元年 5月局長決裁

平成 2年 3月局長決裁

平成 2年 6月局長決裁

平成 3年 6月局長決裁

平成 6年 3月31日局長決裁

平成 9年 8月31日局長決裁

平成12年10月26日局長決裁

平成13年 5月29日局長決裁

平成13年 9月28日局長決裁

平成15年 3月31日局長決裁

平成20年 3月31日局長決裁

平成20年 8月29日局長決裁

平成22年 9月16日局長決裁

平成30年 9月 6日局長決裁

平成31年 4月22日局長決裁

令和元年12月18日局長決裁

令和 6年 4月 1日局長決裁

令和 7年 3月28日局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、設計変更の決定及び契約変更の手続について必要な事項を定め、もって設計変更に係る工事の適正な施行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「工事」とは、横浜市水道局が発注する工事又は製造(物品の製造を除く。)の請負をいう。

2 この要綱において「設計変更」とは、工事の施行にあたり設計又は仕様の一部を変更することをいう。

3 この要綱において「契約変更」とは、設計変更の決定に基づく契約の変更をいう。

4 この要綱において「工事発注課」とは、当該工事の予算の執行を主管する課をいう。

(設計変更の基本原則)

第3条 設計変更の決定及び契約変更は、当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことができない。

(設計変更の手続)

第4条 工事発注課において設計変更をしようとするときは、工事設計変更伺（昭和36年4月水道局規程第9号横浜市水道局会計規程（以下「会計規程」という。）第143条第1項に規定する工事施行伺をいう。）により決裁を得なければならない。

2 工事設計変更伺には、設計変更の内容を明示した設計書、仕様書（原仕様書と同一内容である場合を除く。）図面その他の関係図書（以下「設計図書」という。）及び第7条第1項の規定による契約変更手続を行う場合は、請負人に交付する工事設計変更指示書（第1号様式）を添えなければならない。

3 請負金額の増減又は履行期限の伸縮を必要とする設計変更の場合にあっては、あらかじめ請負人と協議して、その予定増減額又は予定伸縮期間を算出するのを原則とするものとする。

4 前項の場合において、請負金額の予定増減額は、請負金額内訳書の単価（請負金額内訳書がないときは設計書の工事費単価。以下同じ。）を基準にして算出するものとする。ただし、工事の増加部分について、請負金額内訳書の単価を基準にして算出することが適当でないときは、この限りでない。

(設計変更の手続の特例)

第4条の2 横浜市水道局請負工事監督事務取扱規程（平成11年3月水道局達第1号。以下「取扱規程」という。）第11条第3項に定める工事の内容の変更の指示（以下「変更指示」という。）を行った場合には、当該変更指示に対応する設計変更に係る前条の決裁を速やかに得るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、極めて近い将来に続けて変更指示を行うことが見込まれる場合には、変更指示に対応する設計変更について、次の各号に定める範囲内においてまとめて決裁を得ることができる。

(1) 請負金額が300,000,000円未満の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が請負金額の20パーセント以内であること。

(2) 請負金額が 300,000,000 円以上の場合は、変更指示に伴う請負金額の増減額の合計が 60,000,000 円以内であること。

(契約変更の手続)

第5条 第4条の規定により設計変更の決定をしたときは、工事発注課は、契約変更を契約第一課に依頼しなければならない。

2 前項の依頼には、設計図書を添えなければならない。

第6条 契約第一課は、前条第1項の依頼を受けたときは、速やかに、変更契約を締結するものとする。

2 契約第一課は、前項の規定により、契約の変更をしたときは、速やかにその旨を工事発注課に通知しなければならない。

(契約変更手続の特例)

第7条 前2条の規定にかかわらず、当該設計変更に係る契約変更を行うに当たって、変更後の請負金額が当初請負金額の30パーセントを超えない範囲で増減するもの及び請負金額の増減を必要としないものにあっては、工事発注課は、第4条の規定による設計変更の決定後、速やかに工事設計変更指示書（第1号様式）及び設計図書を請負人に交付し、請負人から請書（第2号様式）を提出させることによって、変更契約書の作成に代えることができる。

2 前項の規定によって変更契約書の作成を省略した場合においては、工事発注課は、工事設計変更指示書及び請負人が提出した請書の写しを速やかに契約第一課に送付しなければならない。

(変更契約の内容等の公表)

第8条 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る事項及び変更理由等を公表するものとする。

付 則

この要綱は、昭和47年12月1日から施行し、同日以降に行なう設計変更の決定及び契約変更から適用する。

附 則（昭和53年2月局長決裁）

この要綱は、昭和53年3月1日から実施する。

附 則（昭和57年8月局長決裁）

この要綱は、昭和57年10月1日から実施し、同日以降に行なう契約変更から適用する。

附 則（昭和58年6月局長決裁）

この要綱は、昭和58年7月1日から実施し、同日以降に行う設計変更から適用する。

附 則（昭和59年6月1日局長決裁）

この要綱は、昭和59年6月1日から実施し、同日以降に行う契約変更から適用する。

附 則（昭和62年6月1日局長決裁）

この要綱は、昭和61年6月1日から実施する。

附 則（平成元年5月局長決裁）

この要綱は、平成元年5月12日から実施する。

附 則（平成2年3月局長決裁）

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成2年6月局長決裁）

この要綱は、平成2年6月11日から実施する。

附 則（平成3年6月局長決裁）

1 この要綱は、平成3年6月3日から実施する。

2 この要綱の施行の際現に第5条の規定による改正前の概算契約手続要綱及び第6条の規定による改正前の横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成6年3月31日局長決裁）

（実施期日）

1 この要綱は、平成6年4月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成9年8月31日局長決裁）

この要綱は、平成9年9月1日から実施する。

附 則（平成12年10月26日局長決裁）

（実施期日）

1 この要綱は、平成12年11月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用するこ

とができる。

附 則（平成13年5月29日局長決裁）

この要綱は、平成13年6月1日から実施する。

附 則（平成13年9月28日局長決裁）

この要綱は、平成13年10月1日から実施する。

附 則（平成15年3月31日局長決裁）

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成20年3月31日局長決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則（平成20年8月29日局長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成20年9月1日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に工事の設計変更の処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月16日局長決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、平成22年9月21日から実施する。

（経過措置）

2 この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の横浜市水道局工事設計変更事務取扱要綱の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

附 則（平成30年9月6日局長決裁）

この要綱は、平成30年9月6日から実施する。

附 則（平成31年4月22日局長決裁）

この要綱は、決裁の日から実施する。

附 則（令和元年12月18日局長決裁）

この要綱は、令和元年12月19日から実施する。

附 則（令和6年4月1日局長決裁）

（実施期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際に工事の設計変更の処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月28日局長決裁）

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際に工事の設計変更の処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条第2項）

第 号
年 月 日

工事設計変更指示書

様

横浜市水道事業管理者

水道局長

印

工事名	
工事場所	
契約年月日	年 月 日

標記の工事について、次のとおり変更を指示します。
請書を提出してください。

変更項目	既定	変更	差引
履行期限	年 月 日	年 月 日	
請負金額	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円	円 うち消費税及び地方消費税の額 円
設計・仕様	<input type="checkbox"/> 詳細は、別添設計図書のとおり <input type="checkbox"/> 添付なし		
備考			

年度別支払限度額等

請　　書

年　月　日

横浜市水道事業管理者
水道局長

住所

請負人

氏名

印

契約番号	
工事名	
契約年月日	

上記の工事請負契約が次のとおり変更されたことを承知するとともに当該変更事項を遵守して当該工事を履行することを確約してこの請書を提出します。

○変更事項〔レ〕の表示をした部分)

<input type="checkbox"/> 設計・仕様	添付の図書記載のとおり
<input type="checkbox"/> 契約金額増△減	¥ (うち消費税及び地方消費税の額　¥　)
<input type="checkbox"/> 履行期限	年　月　日
<input type="checkbox"/> 部分払	
<input type="checkbox"/> 建設工事に係る資材の 再資源化等に関する法 律第9条第1項に規定 する対象建設工事	
<input type="checkbox"/> 備考	

(裏)

年度別支払限度額等